

## 第22期 第12回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和4年12月19日（月）13:42～14:38

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）

### 3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 9名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター 1名

福岡県漁業協同組合連合会 1名

### 5. 議題及び議決内容

#### (1) 令和5年上期土石採取計画について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「基本的に採取区域内であっても砂等を採取する場合、漁業に対する影響を最小限にするように十分留意していただきたい」という意見をつけて承認することとなった。

#### (2) 一本釣に使用する集魚灯（LED）に係る委員会指示について（協議）

（説明）

事務局から資料2に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

#### (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）

（説明）

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

#### (4) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

（説明）

事務局から資料4に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

#### (5) 第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

（説明）

事務局から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：サワラを主体として行う曳き縄釣りは、承認の対象とはならないと捉えて良いのか。

漁業管理課：クロマグロを混獲することもあるので、承認をとっていただいている。

委員：クロマグロを目的としない操業でも、クロマグロが獲れてしまうということがある。それを実績として新たに承認をとるということができるのか、各地域で判断や解釈が異なると色々問題があるので、県でしっかり整理していただきたい。

漁業管理課：これまで獲っていなかった人についても、都道府県の水産主務課長が承認し、当該申請者が漁獲量の遵守に支障がない旨の意見書があった時は、新規の申請を認めることとなっているため、柔軟に対応していきたい。

委員：承認を受けるには各漁協から申請書等をだすのか。

漁業管理課：個人で申請をし、漁協でとりまとめて提出していただいている。

(6) その他

特になし。